

役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人亀望会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員等（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（役員等の定義）

第2条 この規程で役員等とは、法人の理事、監事、評議員、評議員選任解任委員、第三者委員等という。

（報酬等の支給）

第3条 役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、報酬及び退職慰労金を支給する。

2 役員等に対する退職慰労金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者についてはその遺族に支払うものとする。

3 特に功績のあった役員等に対する退職慰労金の加算額については、その金額を含め、理事会および評議員会の決議を受けて支払うことができるものとする。

（役員等の報酬算定方法）

第4条 役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（1）報酬については、別表第1定める額

（2）退職慰労金については、別表第2に定める算式より算出される額

（3）旅費交通費については、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給

（法人職員の報酬の取り扱い）

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

（報酬等の支給方法）

第6条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

（1）報酬は、理事会、評議員会又はその他の会議等に出席した都度支給する。

（2）退職慰労金については、任期の満了、辞任又死亡した後、評議員会の決議を経て、3か月以内に支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（報酬等の端数計算）

第7条 この規程により計算金額において、1円未満の端数が生ずるときには、その端数は切り捨てるものとする。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年7月1日より施行する。

令和元年6月19日一部改正

令和7年6月30日一部改正

別表 1（役員等の報酬）

（１） 評議員

	日 額（税抜）
評議員会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

（２） 理事

	日 額（税抜）
理事会等会議への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

（３） 監事

	日 額（税抜）
監事監査等への出席	10,000 円
理事会等会議への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

（４） 評議員選任・解任委員

	日 額（税抜）
評議員選任解任委員会等会議への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

（５） 第三者委員

	日 額（税抜）
各種会議への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

別表 2（役員等の退職慰労金算定式）

	基準額
理事長	年基準額 60 万円×在任年数
理事長を除く役員等	なし

※基準額を基本額として、特に功績のあった役員等に対する加算額を加え、評議員会の決議した金額を支給額として確定する。

※在任年数は 1 か年単位とし、端数は切り捨てる。